

# 私立幼稚園における実効のある保育目標明確化手順の類型化とその活用に関する考察

横松 友義

横松は、2015年の論文「私立幼稚園における実効のある保育目標明確化手順の実用性・有効性向上の追求」において、私立幼稚園における実効のある保育目標明確化手順を新たに定式化している。本稿では、その論文内容に基づいて、私立幼稚園における実効のある保育目標明確化手順の類型化に関する仮説を設定し、岡山県内の私立幼稚園の園長あるいは副園長を対象にその仮説の妥当性について問う面接調査を実施している。そして、それらの結果から、仮説を私立幼稚園においてより一般的に活用できるものに検討・修正し発展させると共に、新たに成立した仮説を活用して、実効のある保育目標の明確化をカリキュラム・マネジメントにつなげていくための留意点について考察している。

Keywords：実効のある保育目標明確化手順，私立幼稚園，類型化，活用，カリキュラム・マネジメント

## 1. 本研究の目的と方法

今日の幼稚園教育においては、諸目標の実効性が重視されており、年間指導計画の目標とか月間指導計画のねらいとかが保育目標を具体化するものであることを考えれば、保育目標に実効性があることが重要になるのは当然のことであるといえる。そうした中で、山中ら<sup>1)</sup>は、保育の実際に対応し、かつ、所属保育者が法規的にも教育思想的にも納得できるという二つの条件を満たす保育目標のことを実効のある保育目標とし、わが国において初めて、私立清和幼稚園におけるアクション・リサーチにより、その明確化手順を開発している。

彼らの手順の概要は、次の通りである。園の保育に関わる資料を収集し、その資料に基づいて、保育の実際に対応した保育目標案を作成した後、教育基本法の人格完成へ至るための基礎を培うという観点から、さらに、学校教育法第22・23条の5領域にわたる幼児の心身の発達を助長するという観点から、その保育目標案を検討・修正する。園の経営方針で、園長が保育目標の妥当性を決定することになっているので、彼らは、この作業を、園長と共に行い、園長の承認によって終了する。

この手順からも分かるように、実効のある保育目標は、園の保育全体で実際に目指していることから明確化されるので、保育実践との関係が明確になると共に、幼稚園の法規及び教育思想の観点から検討・修正されることにより、保育目標として正当化され納得されることになる。その最終判断も、園の経営方針に基づいて行われるので、園に受け入れやすくなる。以上のことにより、明確化された保育目標は実効のあるものにする事ができるわけである。

横松<sup>2)</sup>は、さらに、保育目標明確化の際に園内で特に重視されるであろう点として、園長の見解、保育者による協議、保護者・地域の声に注目し、岡山市と倉敷市それぞれにおいて、同市内の私立幼稚園園長から、その各点について他園より重視していると言われる私立幼稚園、合計6園の協力を得て、山中らの手順を発展させるアクション・リサーチを実施している。彼は、山中らの開発した手順について、園の保育に関する資料から保育目標案を作成する際に、既存資料をできる限り活用すること等によって、より実用的なものにしている。それと共に、事前に園長対象に実効のある保育目標案を検討・修正する際の考慮事項を調査し把握して、その考慮事項の観

---

岡山大学大学院教育学研究科発達支援学系 700 - 8530 岡山市北区津島中3 - 1 - 1

A Study on Classification of Procedures Developed to Clarify Effective Educational Goals in Private Kindergartens and the Practical Use of This System

Tomoyoshi YOKOMATSU

Division of Developmental Studies and Support, Graduate School of Education, Okayama University, 3-1-1 Tsushimanaka, Kita-ku, Okayama 700-8530

点から実際に検討・修正する作業を加えることによって、全対象私立幼稚園に有効なものにしている。こうして、実効のある保育目標の明確化手順を新たに定式化している。

本稿では、その横松の新たに定式化した手順を共通の前提とした上で、前述の6私立幼稚園において実効のある保育目標案を検討・修正した際の実際の検討者と考慮事項に注目して、実効のある保育目標の明確化手順の類型化に関する仮説を設定する。そして、その仮説を検討・修正して、私立幼稚園においてより一般的に活用できるものに発展させることを第1の目的とする。

方法については、岡山県内の35私立幼稚園それぞれの園長あるいは副園長（該当者数31名）に対して、その妥当性について問う面接調査への協力を依頼する。つまり、その承諾者を対象に、その仮説について説明した上で、自園の保育全体についての経験知と他園についての見聞に基づいて、その妥当性について検討して回答することを求める。そして、その回答結果に基づいて、その仮説を検討・修正して、私立幼稚園においてより一般的に活用できるものに発展させる。専門家として積み重ねてきた経験知を重視するという立場に立ち、対象私立幼稚園園長等の見解を踏まえて、仮説をより一般的に活用できるものに発展させることを考えているわけである。

その上で、私立幼稚園における、実効のある保育目標明確化手順の類型化に関して新たに成立した仮説に基づいて、実効のある保育目標の明確化をカリキュラム・マネジメント（組織として、明確化された保育目標を実現するために、カリキュラムの編成・実施・評価・改善というサイクルを回すこと）につなげていくための留意点について考察することを第2の目的とする。

面接調査の承諾者については、該当する岡山県内私立幼稚園の園長あるいは副園長が31名であるのに対して、27名である。この27名全員に対して、2013年11月11日から2014年11月27日にかけて、前述の類型化に関する仮説についての説明とその妥当性について問う半構造化面接を実施している。なお、対象者の内の1名については、副園長であり、回答の際に、側におられた園長に相談する場面もあった。

全面接時間は、50～110分である。これだけの違いが生じたのは、最後に感想を伺った際に要した時間が異なったり、説明内容中の分かりにくいところについての再説明に要した時間が異なったり、途中から、実効のある保育目標の明確化手順の作業の

実際について問う質問項目を追加したりしたことによる。なお、この途中から追加した質問への回答についての分析・考察は、別途公表する予定である。

## 2. 私立幼稚園における実効のある保育目標明確化手順の類型化に関する仮説の設定

私立幼稚園における実効のある保育目標明確化手順の類型化に関する仮説設定において、横松が「私立幼稚園における実効のある保育目標明確化手順の実用性・有効性向上の追求」<sup>3)</sup>（2015年）において、前述の6私立幼稚園におけるアクション・リサーチをとおして定式化した次の（1）から（4）までの明確化手順は、共通部分である。また、この共通の手順については、私立幼稚園が設立・建学の精神を考慮して実効のある保育目標を明確化することが前提にされている。なお、そのより詳しい内容は、3で述べる。

- （1）各園の保育に関する資料を収集し、その資料から、外部支援者（保育目標研究者）が各園の「実効のある保育目標」案を作成する。
- （2）外部支援者が、各園の園長を対象に、園として最初に「実効のある保育目標」案を検討・修正する際に何をどれだけ考慮するかについて面接する。
- （3）外部支援者が、園ごとに、（1）及び（2）の成果と教育基本法及び学校教育法を踏まえて、園として最初に「実効のある保育目標」案を検討・修正する際の資料を作成する。
- （4）外部支援者が、園ごとに（3）で作成した資料を提示してその内容について説明する。その後で、園側がその資料に回答を記入した上で、外部支援者と共に最終確定する。

また、同論文から、各園における実効のある保育目標の明確化手順を分類できる観点として、次の四つの観点を見いだすことができる。

- （a）（4）において「実効のある保育目標」案を検討・修正する際に、園長は、誰と検討・修正するか。
- （b）（4）において「実効のある保育目標」案を検討・修正する際に、検討・修正者は、幼児あるいは幼児の環境を考慮するかしないか。
- （c）（4）において「実効のある保育目標」案を検討・修正する際に、検討・修正者は、お互い同士で、あるいは、職員や保護者や地域の人々へ、保育目標が浸透していくことを考慮するかしないか。
- （d）その他。なお、このその他という観点は、「関連施策（認定子ども園になった場合のみ）」や「不

明用語の意味確認（必要な場合のみ）」を考慮するかしないかである。このあげられている二つの事項は、前述6私立幼稚園の園長を対象に（2）が実施されたときに、1園の園長が考慮する可能性のあることとしてあげているが、横松によれば、実際の作業においては考慮されていない。したがって、分類できる観点としては採用しないことにする。

以上のことから、実効のある保育目標の明確化手順は、（1）～（4）を共通とした上で、（a）～（c）の三つの観点から分類することにより、類型化できるという第1の仮説を設定する。

この仮説設定については、さらに説明を加える必要がある。

前述の実効のある保育目標明確化手順を定式化するアクション・リサーチ<sup>4)</sup>では、横松は、保育目標明確化の際に特に重視されるであろう園長の見解、保育者による協議、保護者・地域の声に注目し、岡山市と倉敷市それぞれにおいて、同市内の私立幼稚園園長から、その各点について他園より重視していると言われる私立園、合計6園を対象園として選択している。しかし、実際に実効のある保育目標を明確化するには、全園が園長の考え方を考慮しているものの、保護者・地域の声を考慮した園も、全保育者による協議を行った園もない。つまり、私立幼稚園において最初に実効のある保育目標を明確化する手順の作業の実際については、横松が当初予想したよりも、園による差異はないことが示唆される。また、執筆者は、私立幼稚園におけるカリキュラム・マネジメント手順の開発を最終目標にしており、各園での実効のある保育目標明確化のための作業内容の差異を前提に、諸類型を導き出してその特徴を明らかにすること自体は求めている。

しかし、分類観点によって類型化することそのこと自体は、カリキュラム・マネジメントにつなげていく上で、有益であると考えられる。なぜなら、分類観点ごとにその園がどの立場に立つかに応じて、実効のある保育目標の明確化をカリキュラム・マネジメントにつなげていくための留意点が導き出されると考えられるからである。

以上のことから、類型化のための分類観点を私立幼稚園においてより一般的に活用できるものにするを意図して、実効のある保育目標の明確化手順は、前述の（1）から（4）までの手順を共通部分として、前述の三つの分類観点によって類型化できるとする仮説を設定する。

### 3. 岡山県内の私立幼稚園園長あるいは副園長を対象にした面接調査における仮説に関する説明資料の内容

面接調査対象者に仮説を説明する際には、資料を配布している。その説明資料には、以下の内容が含まれている。なお、以下の内容を含む実際の資料については、分かりにくい部分が判明し次第、修正を加えている。

#### 1) 「実効のある保育目標」といえる二つの条件

##### （1）保育の実際に対応する。

これは、保育目標が保育現場から遊離していないということである。

##### （2）法規的教育思想的に納得できる。

これは、次の二つの視点から納得できるということである。

一つは、教育基本法の視点からで、「人格の完成」へ至るための「基礎を培う」という視点から納得できるということである。人格完成とは、「人間の諸特性、諸能力を可能な限り調和的に発展させること」<sup>5)</sup>であり、「教育一般の普遍的理念として受容されている考え方」<sup>6)</sup>であり、保育目標がそのための基礎を培うこととして納得できるということは、法規的に納得できるのみではなく、教育思想的にも納得できると考えられる。

今一つは、学校教育法の視点、すなわち、5領域にわたる幼児の「心身の発達を助長する」という視点から納得できるということである。この視点は、子ども理解から出発するとか子どもに寄り添うとかを重視しながら5領域の発達を助長する視点であり、幼稚園教育で一般的に重視されている視点である。したがって、法規的に納得できるだけでなく、教育思想的にも納得できると考えられる。

#### 2) 園として最初に「実効のある保育目標」を明確化する手順に関する仮説

##### （1）各園の保育に関する資料を収集し、その資料から、外部支援者（保育目標研究者）が各園の「実効のある保育目標」案を作成する。

収集する園の保育に関する資料は、次の通りである。教育課程、年間の指導計画が分かるもの（年間指導計画か期間指導計画）、園だより1年間分（園の目指すことが変わっていない場合、前年度のものでも良い）、園の保育の特色を示すその他のもの（ホームページを印刷したもの、園紹介パンフレット、入園案内、入園ハンドブック、記念誌、園長の考え方を記したもの、園紹介記事、週案書式の記入



例等), 園の保育者による保育に関する撮影記録(園が重視している保育とそれぞれの時期の特徴的な保育に関する記録, 自由活動か設定保育かの内で記録の少ない方の追加記録), 外部支援者による各園での保育実践見学(2ヶ月に1回程度)とその時の撮影記録, 不明な点についての聞き取り内容。資料収集期間は, 約1年間である。

以上の収集資料から, 現在の保育目標のより具体的な中身を追求する方向性で, 外部支援者(保育目標研究者)が実際に目指す保育目標案を導き出す。

なお, ここでは, 園の保育に関する資料から実効のある保育目標案を導き出した私立清和幼稚園の例<sup>7)</sup>を示している。同園の当初の保育目標は, 「意欲のある子ども」であったが, 園の保育に関する資料から, 次の保育目標案が導き出されている。イ) 「人として自立した生活を営むために, 基本的生活習慣や生活リズムを身に付ける。」ロ) 「身体を目いっぱい使って活動することを通して, 体力や気力を養う。」ハ) 「自然事象や美しいものに触れることによって五感を開く。」<sup>8)</sup> ニ) 「美しいものや感動したものを表現しようとする意欲を養う。」ホ) 「他人の気持ちや考えを尊重する心や態度を養う。」ヘ) 「日本の伝統的な文化に親しむ心を養う。」

(2) 外部支援者が, 各園の園長を対象に, 園として最初に「実効のある保育目標」案を検討・修正する際に何をどのくらい考慮するかについて面接する。

執筆者は, 保育目標明確化の際に考慮する可能性があるとされる事柄を次のように整理している。

① 設立・建学の精神, ② 園長の考え方, ③ 保育者の願い, ④ 全保育者での協議, ⑤ 幼児を取り巻く環境(家庭, 地域社会)の実態, ⑥ 幼児の生活の実態, ⑦ 入園している幼児の現実の姿, ⑧

保育目標の具体的内容についての話し合いと共通理解, ⑨ 保育目標を浸透させるためのその表現の工夫, ⑩ 関係法規や関係施策, ⑪ 幼児教育に関する専門的知識の裏づけ, ⑫ 地域社会の願い, ⑬ 保護者の願い, ⑭ 園環境(施設, 設備, 保育者の年齢構成等)の実態, ⑮その他。

外部支援者が, 園長を対象に, 園として最初に「実効のある保育目標」案を検討・修正する際に, これら①から⑮の事柄をどのくらい考慮するかについて面接を実施する。なお, ②③④についてはいっしょにどのくらい考慮するかを問い, その中で, 主任クラス以上(教頭, 副園長含む)と主任に準ずる保育者の立場も問う。

(3) 外部支援者が, 園ごとに, 園として最初に「実効のある保育目標」案を検討・修正する際の資

料を作成する。

手順の(1)と(2)を終えた後, まずは, 図1の1を前述の(2)の②③④に関する回答を基に作成する。続いて, 図1の2の3)までを作成する。その中で, 2)と3)の教育基本法及び学校教育法に基づいて検討・修正する際の問い方と参考資料については, 先行研究<sup>9)</sup>ですでに用いられたものを活用している。最後に, 図1の2の4)以降で, 園ごとのその他の考慮事項に基づく検討・修正を依頼する内容を加えて, 「実効のある保育目標」案を検討・修正するための資料を完成させる。なお, 資料の題については, 検討・修正者があまり抵抗感を感じないように, 「〇〇幼稚園の保育目標を再考するための資料」としている。また, 設立・建学の精神については, 園の保育にかかわって考慮されていない園はないと考えられるので, 項目としては用意していない。

(4) 外部支援者が, 園ごとに(3)で作成した資料を提示してその内容について説明する。その後で, 園側が回答を記入した上で, 外部支援者と共に最終確定する。

外部支援者が, 園ごとに(3)で作成した資料を提示してその内容について説明する。その後, 園側が回答を記入した上で, 外部支援者にFAX送信する。その内容の中で不明な点について外部支援者が問い合わせた上で, 「実効のある保育目標」の最初の段階のものを確定する。なお, 各園での検討・修正作業が順調に進むように, 外部支援者は進捗状況を確認しながら必要に応じて助言する。

3) 園として最初に「実効のある保育目標」を明確化する手順の類型化に関する仮説

2) の手順を各私立幼稚園で実施すれば, 次のことが言える。

各園において, 次の手順は共通である。

(1) 各園の保育に関する資料を収集し, その資料から, 外部支援者が各園の「実効のある保育目標」案を作成する。

(2) 外部支援者が, 各園の園長を対象に, 園として最初に「実効のある保育目標」案を検討・修正する際に何をどのくらい考慮するかについて面接する。

(3) 外部支援者が, 園ごとに, 園として最初に「実効のある保育目標」案を検討・修正する際の資料を図1のように作成する。

(4) 外部支援者が, 園ごとに(3)で作成した資料を提示してその内容について説明する。その後, 園側が回答を記入した上で, 外部支援者

日付

〇〇幼稚園の保育目標を再考するための資料

1. 最初の段階の再考者は、〇〇と思われます。人事等により不都合等がある場合、お知らせ願います。
2. 保育目標案と保育内容例を示させていただきます。1)～の観点から検討し、修正が必要かどうか、修正する場合どう修正するかを〔 〕内にお書きください。【保育目標案（保育内容例）】（保育目標案等は省略。）
  - 1) 保育の実際からの検討
 

この保育目標案は、園の実際での保育で目指していることを示せていますか。修正の有無について、〔 〕内にお書きください。（〔 〕は省略。）
  - 2) 教育基本法からの検討—一生の観点から（「幼児教育の目的は、人格完成へ至るための基礎を培うことである」という観点から）の検討—
    - (1) 人格完成へ至る過程についての参考資料
 

教育基本法は、生涯学習を理念としているので、教育の目的としての人格完成は老年期に実現すると想定できます。そして、この人格完成を、一人ひとりの人間がもつ諸能力・諸特性を最大限かつ調和的に発展させるという一般的なとらえ方で理解した場合、こうした理想の人間は、人生の発達課題を当然達成しているし、これまで理想的な成熟の仕方として言われてきたことも当然達成しているであろうと想定できます。こうしたことから、人格完成へ至る過程と人格完成へ至るための基礎を培う教育に関する資料として、①～③をあげています。読んでみてください。

      - ①エリック・エリクソン<sup>10)</sup>（津守真<sup>11)</sup>の解釈）より—誕生から死ぬまでに身につけていくもの—
 

希望（乳児期）→意志（幼児前期）→目的意識（幼児後期）→有能性（児童期）→所属集団への忠誠（青年前期）→愛（青年後期）→育てる（壮年期）→知恵（老年期）
      - ②ジョアン・エリクソン<sup>12)</sup>より—80歳後半以降に絶望に至らないために必要なもの—
        - 心身の健康を維持する（※ 自分の健康管理ができ、体力・気力のある人間に育てる必要がある。）
        - 美しい物への感性とそれを表現しようとする心（※ 美しい物や素晴らしい物や驚くような物に心を動かす感性を育てる、それを表現する人に育てる必要がある。）
        - 謙虚さ（※ 他に生かされている感覚、他に気づかせていただいているという感覚〔感謝につながる感覚〕を育てる必要がある。）
        - できるだけ他に依存せず、他に与えることを生き方の基本にする（※ 自分で自分の健全な生活を作り、他のために活動をする人間に育てる必要がある。）
      - ③論語より—30歳より死ぬまでに身につけていくもの（「育てる」から「知恵」への過程）—
 

社会的に自立する→かなり普遍的な価値観を身につけ、平常心で生きることができ→置かれた状況の中で、自分の特長・力を踏まえて、なすべきことが分かる→人の話が聞ける→思うままに行動していきすぎがない（※ こうした成熟に向かうことのできる人間に育てる必要がある。）
    - (2) 人格完成へ至る過程についての園の考え方があれば、〔 〕内にお書きください。（〔 〕は省略。）
    - (3) その保育目標案で人格完成へ至るための基礎を培うことができますか。修正の有無について、〔 〕内にお書きください。（〔 〕は省略。）
  - 3) 学校教育法からの検討—幼児の生活を尊重する観点から（幼稚園では、その後の教育の基礎を培うものとして、5つの領域全般で、幼児の心身の発達を助長するという観点から）の検討—
 

その保育目標案で、5つの領域全般で、幼児の心身の発達を助長することができますか。修正の有無について、〔 〕内にお書きください。（〔 〕は省略。）
  - 4) ～ 省略
 

（園ごとに、保育目標案を検討・修正する際に考慮するその他のことがある。その一つ一つの観点ごとに項目を設け、〔 〕内に検討後の修正の有無についてお書きいただく。）

以上を終了されましたら、□□まで、FAX（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）でご返信願います。

図1 保育目標再考のための資料の書式

と共に最終確定する。

しかし、(4)において「実効のある保育目標」案を検討・修正する段階で、その作業の実際が異なると考えられる。その分類観点は、次の通りである。

一つは、検討・修正者（再考者）の観点からである。基本的に園長が決定する園（主任レベル以上に相談する可能性がある場合も含む）と、園長が所属保育者の願い等の状況を把握する存在として主任レベル以上を位置づけて協議する園（園長自身も同様に位置づける場合も含む）と、園長と主任レベル以上に主任に準ずる保育者も含めて協議する園に分類できる。

今一つは、幼児及び幼児の環境関係を考慮するかしないかの観点から分類できる。

さらに、今一つは、保育目標の他者（職員や保護者や地域の人々）への浸透を考慮して、保育内容を共に確認したり表現を工夫したりするかしないかの観点から分類できる。

つまり、園として最初に「実効のある保育目標」を明確化する手順は、共通の手順を踏むことを前提に、その作業の実際において、前述の三つの観点から、 $3 \times 2 \times 2 = 12$ 通りに類型化できるといふ仮説が成り立つと考えられる。

なお、保育目標そのことを明確化する段階では、2)の(2)の⑩（関係施策部分）⑪⑫⑬⑭⑮を考慮する園は、例外的ではないかと考えられる。（※⑪については、アクション・リサーチの実施された前述6幼稚園で、それを考慮した検討・修正が行われなかったため、一般的に考慮しない事項として位置づけているが、執筆者の見聞から、「考慮する園があるだろう」と追記している。また、「例外的ではないか」という部分については、「一般的にはないであろう」という意味で、補足説明する場合には、この度は、10園で言えば2園以下、アクション・リサーチ実施園数の6園で言えば1園以下、あるいは、ほとんどないであろうと述べている。）

#### 4. 岡山県内の私立幼稚園園長あるいは副園長を対象にした面接調査における質問内容

執筆者は、実効のある保育目標明確化手順の類型化に関する仮説について、まず、2で述べて、3でさらに詳しく述べている。その妥当性を問う面接対象者への質問内容は、次の通りである。なお、実際の質問事項は、配付説明資料に明示している。

イ) 3の3)の共通部分は、妥当であると考えるか。なお、この質問内容については、口頭での質問時に、対象者から、すべての園で行った場合かと問われて、だいたいの園で行った場合と返答したこと

が、1度ある。また、新設園等を意識して、一般的なこととして述べたり、だいたいの園で行った場合として述べたりしたことが、4度ある。

ロ) 3の3)の3種類の類型化のための観点は、私立幼稚園を大別する観点として、妥当であると考ええるか。

ハ) 3の3)において、2)の(4)の園側が回答を記入する段階で、⑩（関係施策部分）⑪⑫⑬⑭⑮を考慮する園は、例外的ではないかと述べていることについて、妥当であると考えるか。

5. 岡山県内の私立幼稚園園長あるいは副園長を対象にした面接調査結果による仮説の検討及び修正  
実効のある保育目標明確化手順の類型化に関する仮説は、次の通りである。実効のある保育目標明確化手順は、3の3)で述べた手順を共通部分とした上で、3の3)で述べた三つの分類観点により類型化できる。

手順の共通部分の妥当性を問う4のイ)の質問に対して、対象者27名の園長等全員が、妥当であると考え、ないし、妥当であろうと思うという回答であり、異論は出なかった。つまり、対象園長等のすべてが、私立幼稚園において、3の3)で述べた手順を実施すれば、実効のある保育目標が明確化できるといふ予想をしているわけである。

手順の類型化のための分類観点の妥当性を問うロ)の質問に対して、検討・修正者は誰かという分類観点については、対象者27名の園長等の内26名が、妥当であると考え、ないし、たぶん妥当であろうと思うという回答であった。それ以外の1名については、私立幼稚園をあまり知らないから分からないという回答であった。なお、妥当であると考え、ないし、たぶん妥当であろうと思うと回答した対象者の内の1名から、分類観点としては妥当であるが、3番目の分類項目は、どれだけあるか分からないという一般的な項目になるかどうか分からないという回答を得た。ただし、この回答については、全対象者中の1名であるので、この分類観点をより一般的に活用できるものにするための修正意見としては、採用しないことにする。

幼児あるいは幼児の環境を考慮するかしないかという分類観点の妥当性については、回答を得ることなく面接を終了していた1名を除き、回答者は26名である。その26名の園長等の内24名が、妥当であると考え、ないし、たぶん妥当であろうと思うという回答であった。それ以外の2名の内、1名は、一般的には考慮しないという、すなわち、分類観点にならないという回答であった。そして、1名は、



私立幼稚園をあまり知らないから分からないという回答であった。分類観点にならないという回答は1名であるので、この分類観点をより一般的に活用できるものにするための修正意見としては、採用しないことにする。

検討・修正者間で、あるいは、職員や保護者や地域の人々へ、保育目標が浸透していくことを考えるかしないかという分類観点については、回答を得ることなく面接を終了していた1名を除き、回答者は26名である。その26名の園長等の内24名が、妥当であると考え、ないし、たぶん妥当であろうと思うという回答であった。それ以外の2名の内、1名は、保育目標を変えていこうとしている園の場合は考慮し、変えていこうとしていない園の場合は考慮しないという回答であり、結論としては、類型化のための分類観点として、妥当かどうか分からないという回答であるといえる。そして、1名は、私立幼稚園をあまり知らないから分からないという回答であった。以上から、この分類観点をより一般的に活用できるものにするための修正意見はないと判断する。

設立・建学の精神及び関係法規を除いた、その他の事項を考慮する園は例外的ではないかという見解の妥当性を問うハ)の質問に対しては、対象者27名の内、質問の仕方の不適切さから回答が可能性のあることについて述べたものになっている1名を除くと、回答者は26名である。この回答者26名の園長等の内、14名が、妥当であると考え、ないし、たぶん妥当であろうと思うという回答であった。それ以外の回答者の内、異論が最も多かった事項は、⑪(幼児教育に関する専門的知識の裏づけ)である。6名が、⑪(幼児教育に関する専門的知識の裏づけ)を考慮する園は例外的な園ではない(一般的に存在する)であろうという回答であった。また、3名が、説明責任があるから考慮すべきであるとか、考慮しなければならなくなるとか、一般的に話し合うために考慮しなければならないとかいう回答であり、1名が、保育目標中の言葉の一つ一つを精査する園である場合に、考慮する必要性が生じる場合があるという回答であった。説明責任と職員の協働性が重視される今日、この4名の回答も、⑪を考慮する園は例外的な園ではない(一般的に存在する)であろうという回答と解釈してよいと考えられる。したがって、⑪を考慮する園は、例外的ではなく一般的に存在するであろうと回答した園長等は、全回答者26名の内の10名であるといえるので、⑪を考慮する園は例外的な園ではないであろう。したがって、⑪の考慮の有無を分類観点として加えることにする。

なお、残り2名は、分からないという回答であった。

設立・建学の精神及び関係法規を除いた、その他の事項を考慮する園は例外的ではないかという見解に対して、質問の仕方の不適切さから回答が可能性のあることについて述べたものになっている1名を除くと、全回答者26名の園長等の内、異論が出たのは、⑪以外では、⑩(関係法規)に関して3名、⑫(地域社会の願い)に関して1名、⑬(保護者の願い)に関して1名、⑮(その他)に関して1名であった。これらの事項についての異論は、3名以下であるので、現時点では、それらを考慮するかしないかで、私立幼稚園を大別する事項とは位置づけないことにする。なお、これらの事項を考慮する園におけるカリキュラム・マネジメント推進上の留意点については、今後の検討課題である。

以上のことから、私立幼稚園における実効のある保育目標の明確化手順については、3の2)を実際の共通手順とした上で、仮説にあげた3種類の分類観点と⑪の考慮の有無という四つの観点によって、その作業の実際は、 $3 \times 2 \times 2 \times 2 = 24$ 通りに類型化できると考えられる。すなわち、第1に、誰が実効のある保育目標案を検討・修正するのかという観点により分類する。第2に、実効のある保育目標案を検討・修正する際に、当事者は、幼児あるいは幼児の環境を考慮するかしないかという観点により分類する。第3に、実効のある保育目標案を検討・修正する際に、当事者は、お互い同士で、あるいは、職員や保護者や地域の人々へ、保育目標が浸透していくことを考えるかしないかという観点により分類する。第4に、実効のある保育目標案を検討・修正する際に、当事者は、幼児教育に関する専門的知識によって裏づけることを考慮するかしないかという観点により分類する。そして、その結果として、私立幼稚園における実効のある保育目標の明確化手順は、24通りに類型化できると考えられるわけである。

## 6. 私立幼稚園において実効のある保育目標明確化をカリキュラム・マネジメントにつなげていくための留意点に関する考察

5で成立した新たな仮説に基づいて、執筆者は、まず、私立幼稚園における実効のある保育目標については、3の2)の共通手順を実施して明確化することを提唱したい。その上で、実効のある保育目標の明確化は、カリキュラム・マネジメントにつなげていく必要があると考えられる。このカリキュラム・マネジメント(組織として、明確化された保育目標を実現するために、カリキュラムの編成・実施・評

価・改善というサイクルを回すこと)を推進する上で、目標の実効性は前提である。そして、それと共に、中留<sup>13)</sup>や田村<sup>14)</sup>は、カリキュラム・マネジメントの基軸として、目標・内容・方法上の連関性と、学校内外の協働性を取り上げている。すなわち、目標に実効性がある初めて、それを実現するための内容・方法の全体を構成することができ、そこに、目標・内容・方法の連関性が生まれる。また、その連関性のある目標・内容・方法の全体は、学校内外の協働性がある初めて実現できる。つまり、カリキュラム・マネジメントを推進するためには、目標の実効性と目標・内容・方法上の連関性の確保と職員等関係者の協働性の確保が不可欠となると考えられるのである。

このことを踏まえて、実効のある保育目標明確化をカリキュラム・マネジメントにつなげていくためには、園長は、実効のある保育目標明確化手順の類型化のための四つの分類観点(検討者の相違、幼児及び幼児の環境関係の考慮の有無、保育目標の関係者への浸透の考慮の有無、幼児教育に関する専門的知識の裏づけの有無という分類観点)それぞれに関する自園の立場を確認した上で、次の点に留意する必要があると考えられる。

検討者の相違という分類観点については、実効のある保育目標案の検討・修正に参加する保育者がどの範囲であるとしても、後に職員全体の協働を推進できる組織作りが必要である。その際、園の実効のある保育目標についての理解を深め共有するための研修が、不可欠となると考えられる。なぜなら、組織において何を実現するかが曖昧な場合、目標・内容・方法上の連関性も、目標・内容・方法の全体を実現するための協働性も、確保することが困難になると考えられるからである。

幼児及び幼児の環境関係の考慮の有無という分類観点については、実効のある保育目標案の検討・修正の際に、それらを考慮する園の場合はそのままよいが、それらを考慮しない園の場合、カリキュラム編成段階で、幼児及び幼児の環境関係を考慮して、明確化された保育目標を具体化する作業が、不可欠となると考えられる。なぜなら、そのことが、カリキュラム編成において、目標・内容・方法上の連関性を確保する上で不可欠であると考えられるからである。

保育目標の関係者への浸透の考慮の有無という分類観点については、一般に、私立幼稚園は、設立・建学の精神を考慮して保育を実践しようとしている。本稿の調査で提示した手順も、そのことを前提にしているが、異論は出なかった。したがって、基

本的に、保育目標についての考え方が、職員や保護者や地域の人々に浸透するように工夫して、保育目標についての考え方を職員同士で、あるいは、職員と保護者ないし地域の人々とで共有し、対話を重ねながら園の保育の発展につなげていくことが現実的であると考えられる。そして、保育目標案の検討・修正の際にその工夫を行う園の場合、成立した保育目標についての園内研修や保護者等への説明会につなげていけば、その理解を促すことがさらに期待できると考えられる。それに対して、保育目標案の検討・修正の際に保育目標を関係者へ浸透させる工夫を行わない園の場合、実効のある保育目標について職員同士で理解を深める研修や保護者に丁寧に説明する会を実施することが、その後には不可欠になると考えられる。なぜなら、このことが行われなければ、実効のある保育目標が職員や保護者等の意識から遊離し、カリキュラム・マネジメントを行うことが困難になるおそれがあるからである。

幼児教育に関する専門的知識の裏づけの有無という分類観点については、実効のある保育目標案の検討・修正の際に、それらを考慮する園の場合はそのままよいが、それらを考慮しない園の場合、カリキュラム編成の段階でそれらを考慮する必要がある。なぜなら、説明責任が重視される今日、保育の目標・内容・方法の全体構想が専門的知識に裏づけられていることは、求められることであると考えられるからである。

3の2)で述べた実効のある保育目標明確化手順をより多くの私立幼稚園において実施して、それがより一般的に活用できるように検討・修正し発展させることと、前述の留意点を踏まえて、カリキュラム・マネジメントの次の段階であるカリキュラム編成を実施する手順を開発することが、今後の課題であると考えられる。

## 謝辞

本研究は、JSPS 科研費(24531005)の助成を受けて行ったものである。

## 引用文献・注

- 1) 山中秀馬・横松友義「幼稚園における実効のある保育目標の明確化手順の開発—私立清和幼稚園でのアクション・リサーチ—」『教育実践学論集』12, 2011年, 135-144頁。
- 2) 横松友義「私立幼稚園における実効のある保育目標明確化手順の実用性・有効性向上の追求」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』158, 2015年, 43-51頁。



- 3) 同上書, 43-51頁。
- 4) 同上書, 43-51頁。
- 5) 田中壯一郎監修 教育基本法研究会編著『逐条解説 改正教育基本法』第一法規, 2007年, 31頁。
- 6) 坂田仰『新教育基本法〈全文と解説〉』教育開発研究所, 2007年, 16頁。
- 7) 山中秀馬・横松友義「幼稚園における実効のある保育目標の明確化手順の開発—私立清和幼稚園でのアクション・リサーチ—」『教育実践学論集』12, 2011年, 135-144頁。
- 8) ここでいう「五感を開く」とは, 「五官で世界に触れて感じることを繰り返す中で, 五感をより豊かなものにしていく」という意味である(同上書, 141頁)。
- 9) 横松友義「私立幼稚園における実効のある保育目標明確化手順の実用性・有効性向上の追求」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』158, 2015年, 48頁。
- 10) E.H.エリクソン 仁科弥生訳『幼児期と社会1』みすず書房, 1977年。この注は, 図1では, 脚注の形で示す。
- 11) 津守真『保育者の地平』ミネルヴァ書房, 1997年。この注は, 図1では, 脚注の形で示す。
- 12) E.H.エリクソン・J.M.エリクソン 村瀬孝雄・近藤邦夫訳『ライフサイクル, その完結〈増補版〉』みすず書房, 2001年。この注は, 図1では, 脚注の形で示す。
- 13) 中留武昭『学校と地域とを結ぶ総合的な学習カリキュラムマネジメントのストラテジー』教育開発研究所, 2002年, 参照。
- 14) 田村知子「カリキュラムマネジメントで学校の力を高める」『初等教育資料』915, 2014年, 62-65頁, 参照。

